

第4章

萩市における歴史的風致の維持及び向上のために 必要な事項

4 萩市における歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

イ 文化財の保存又は活用に関する事項

(a) 萩市全体に関する事項

①文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内全域には国指定等文化財、県指定文化財及び市指定文化財として名勝及び天然記念物を除く総数が183件にのぼり、そのほとんどは歴史観光を基軸とする萩観光の資源であることから、標識や解説板などを整備し、市民をはじめ観光客に一般公開している。特に、内部を公開している文化財については、関連する史料の展示や年中無休のボランティアガイドによる案内、解説を行うとともに、四季を通して催し物を開催している。

本計画の重点区域においては、菊屋家住宅や口羽家住宅、大照院などの重要文化財（建造物）が7件、重要文化財（美術工芸品）が4件、重要無形文化財が1件、萩城跡や萩城城下町、旧萩藩校明倫館などの史跡が11件、登録有形文化財2件、重要伝統的建造物群保存地区が3地区の計28件となっている。

また、県指定文化財については、旧福原家萩屋敷門や旧梨羽家書院などの有形文化財（建造物）が5件、有形文化財（美術工芸品）が9件、萩焼保持者などの無形文化財が4件、萩焼古窯跡群の史跡が1件の計19件、その他市指定文化財については、花江茶亭や旧久保田家住宅、亨徳寺三門などの有形文化財（建造物）が16件、無形文化財が1件、玉木文之進旧宅や菊ヶ浜土墨などの史跡が12件、藍場川や吉田松陰誕生地付近などの歴史的景観保存地区が6地区の計35件となっている。

国、県、市指定文化財を合計すると82件に及び、市全域の半数近くが重点区域に所在している。

重点区域における文化財の種別は、有形文化財（建造物）、有形文化財（美術工芸品）、無形文化財、史跡、重要伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保存地区となる。うち、24件が公共団体の所有、58件が個人や法人等の民間所有であり、それぞれの所有者が適切に維持・管理を行っている。

保存管理計画を策定している文化財については、その基本方針、各種規制に従って適正な保存管理を行っており、今後もこの計画に基づき保存管理を進めしていく。

保存管理計画を定めていない指定文化財については、文化財保護法、山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に基づき、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に対して、個別案件ごとに本質的価値を保全するために許可制による行為の規制を行っている。今後、より一層の保護措置を講じるため、所有者

と萩市が協働して保存管理計画の策定を進めていく。

活用状況については、萩市所有の文化財は一般公開を行っている。また、個人所有の文化財は、仏像や書・絵画等および個人のプライバシー保護の観点から問題ない範囲において、基本的に公開を行っている。

民俗文化財の神楽舞や祭り等は、近年、特にどの活動も高齢化による伝承者の減少が著しく、後継者の育成が最重要課題であるため、伝承活動、後継者育成、保存会等の活動に対し、活動の場の提供や財政面での支援及び普及・啓発に努める。

萩焼については、現在5名が保持者として認定され、その工芸技術は脈々と受け継がれている。市内には100余の窯元があり、伝統的な作家から前衛陶芸の作家までさまざまな活動を展開している。萩市では窯元に弟子入りし、作陶技術をはじめ窯の運営全般を学ぶ「萩焼陶芸大リーグ」と銘打った萩焼振興策を実施し、後継者の育成、確保に寄与している。

原材料の確保については、茅葺屋根の建造物3棟が保存されており、定期的な屋根の葺替や差茅補修が必要になる。葺材である山茅は、採取時期や採取できる量が限られ、大掛かりな葺替時には葺材料が不足するおそれがある。このため、毎年、山茅を採取・保管し、修理時の必要束数の確保に努めている。

未指定文化財については、市内全域を網羅できるよう種類や地域別悉皆調査を進め文化財の指定等により確実な保護措置を講じ、市民や関係者との合意に基づき適切な保存管理計画の策定を進めていく。

今後も、指定文化財は一般公開を行い、歴史、文化を紹介する催し物を積極的に開催するとともに、文化財の活用を内外に広く発信する。未指定の文化財については、必要に応じて復原、修理等の保護措置を講じ、所有者との合意に基づき一般公開を進める。

②文化財の修理（整備を含む）に関する方針

文化財の修理については、それを構成する部材細部に特に注意する必要がある。破損が進んで部材を大きく取り替えることがないように所有者が日常的な手入れを怠らないよう定期的な清掃・点検や関係機関への連絡等の管理体制を確立する。

また、所有者の日常的な見回り等による管理を補完するため、文化財巡視員による定期的なパトロールを実施する。

さらに、文化財の保存に影響を及ぼすことがないよう萩市は所有者と常に連携して修理計画を策定し、その価値を保全するため適切な技術指導を行うとともに必要に応じて財政支援を行う。

指定文化財を復原整備する場合は、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な諸調査を行い、文化財保護法、山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に基づき文化庁長官並びに山口県及び萩市の教育委員会の許可を受けて行う。

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

萩市のまちじゅう博物館構想に基づき、堀内地区伝統的建造物群保存地区内に文化財の保存・活用を図るための中核施設となる萩博物館を整備した。

萩博物館では、企画展示等を積極的に展開し、情報提供として「まちなみウォークスルー」、「萩なんでもBOX」等を活用し情報発信を行っている。

また、文化財の各施設に案内説明板や道路へ通り名を記したプレートを埋め込み、利便性の向上を図っている。

今後は要所に文化財施設を活用した地域博物館を順次設置し、萩博物館とのネットワーク化を図り、萩の歴史を語り継ぐための情報拠点として、また萩の自然、歴史、民俗、産業、美術工芸などの分野について総合的に調査研究する「萩学」の探求拠点として活用し、文化財に対する認識や理解を深めていく。

④文化財の周辺環境の保全に関する方針

指定文化財周辺の環境を保全するために、都市計画法及び建築基準法に基づく萩市都市計画の用途地域と景観法に基づく景観計画の重点景観計画区域の設定や歴史的景観保存地区等の緩衝地帯を設け、周辺環境の保存に努める。

文化財と一体となったまちづくりを推進するために、都市計画課、まちなみ対策課、文化財保護課が開発行為や現状変更行為について、情報を共有し常に連携が取れる体制を構築している。

⑤文化財の防災に関する方針

災害の発生を未然に防ぐために日常管理を徹底し、定期的な見回りや火の後始末の確認などに常に心掛ける。また、文化財の規模、構造、配置などに応じて、防災・防火の管理者、火元責任者を決め、防災体制を整える。このほか落雷によって生じる災害から文化財を守るため、避雷設備の設置も併せて進める。

火災発生に迅速に対応するため、自動火災報知設備や消防機関への通報設備を設置する。特に地方公共団体指定の文化財には自動火災報知設備の設置義務はないが優先的に設備する。火災が発生した場合は、初期消火活動が非常に重要であるため、取扱いが簡便な消火器や消火栓設備、動力消防ポンプ設備の設置を推進する。

防災設備の整備に併せ、非常時に適切な処置がとれるよう訓練を行う。火災発見から消防機関への通報までの行動を速やかに行うための通報訓練、消火器、

水バケツ、私設消火栓を使用して行う消火訓練、従業員や見学者を誘導し救出する避難訓練、これらを総合的に消防機関と合同で行う総合訓練を実施する。

文化財は日常の維持管理や防火・防犯対策のほかに、立地条件や活用方法などの点で、耐震上の問題を有するものがあるため、地震時における安全性の確保が必要となる。このため、地震時の対処方法の作成や対処訓練の実施を推進するとともに各々の文化財の耐震性能の把握に努め、必要に応じて適切な対応を図る。

⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

萩市は、文化財を大切に保存・活用し、萩にしかない宝物を次世代に確実に伝えることを宣言した萩まちじゅう博物館条例を平成16年に制定した。

また、この条例に基づき、文化財の保存及び活用を図るため市と市民の基本的な行動計画である萩まちじゅう博物館基本計画・行動計画を策定した。現在、市民有志で構成するNPO萩まちじゅう博物館と協働し、この基本計画・行動計画に沿って文化財の保存及び活用を図っている。

「文化財保護強調週間」には、文化財に親しんでもらうこと目的とした文化財の公開や史跡めぐりなどの行事を実施しており、「文化財防火デー」には、消防署、文化財所有者等の協力を得て防火訓練などの文化財防火運動を開催している。また、このような行事のほかに保存修理工事の際は、できる限り現場見学会や住民参加型のイベントを実施し、さらには広報紙等を活用して文化財情報を市民に発信するなど文化財の保存及び活用の普及・啓発を図っている。

今後もNPO萩まちじゅう博物館を核にした活動や諸行事を通して文化財保護の普及・啓発に努める。

⑦埋蔵文化財の取扱に関する方針

現在、市内には160箇所にのぼる周知の埋蔵文化財包蔵地が所在している。時代別では、先史44件、古代7件、中世46件、近世52件、近代・不明が11件となり、近世の遺跡が非常に多く、また、種別として城館・城下町及び生産遺跡が88件に上り、城下町萩の特徴が窺える。江戸時代の生産遺跡としては、萩焼や小畑焼（磁器）の窯跡も包蔵地となっている。このうち、重点区域には、先史6件、古代1件、中世4件、近世18件、不明が1件、計30件が所在している。

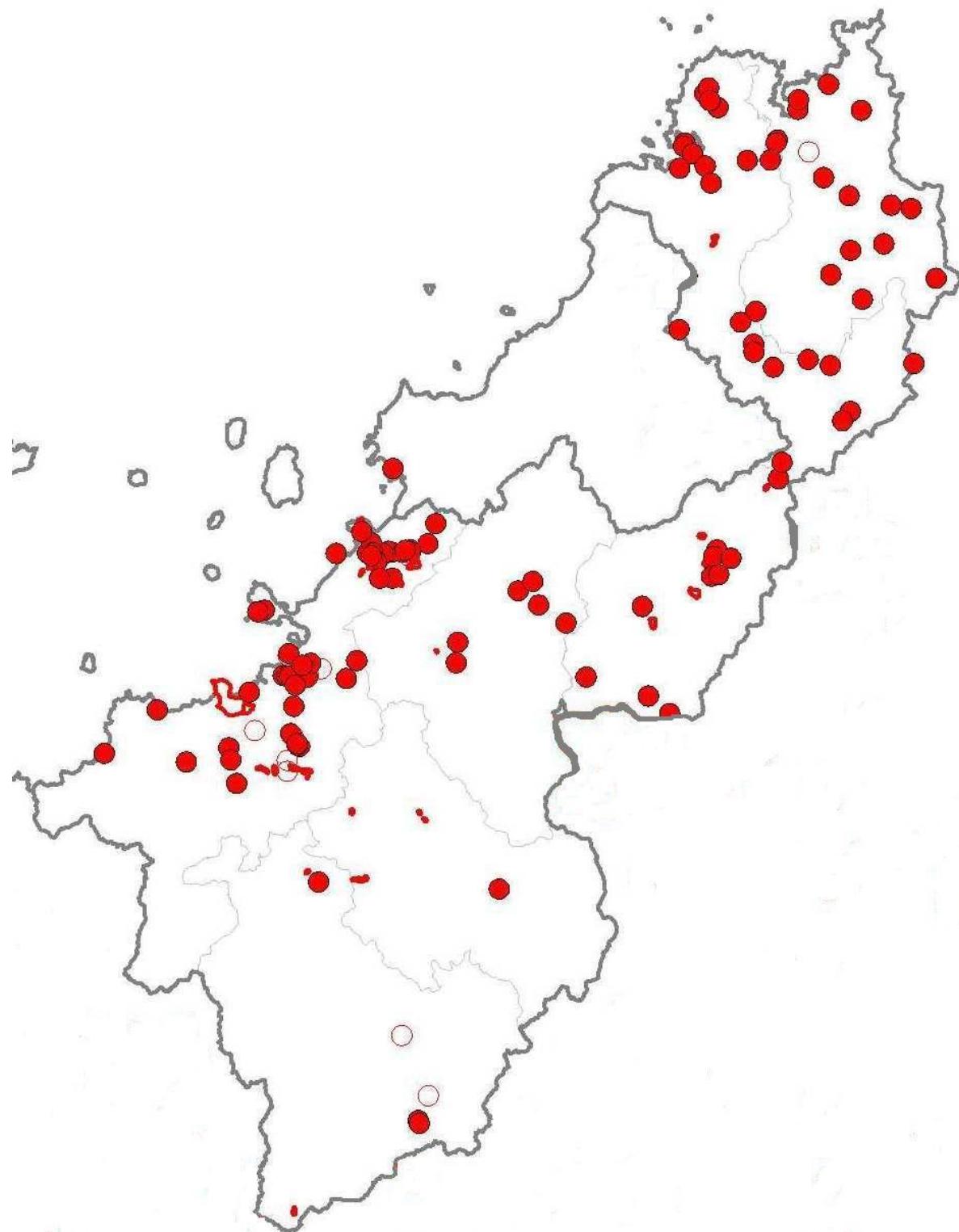
これらの包蔵地に関しては常に現況を把握するとともに、開発等に当たっては事前に協議を行うよう指導し、できる限り包蔵地を回避するなどの措置を講じ保護に努める。包蔵地該当の有無については、萩市都市計画課、建築課と常に連携し、開発行為及び建築確認申請書の書類審査による確認とともに事前協

議による指導を併せて行う。

また、包蔵地の可能性のある場所については、常に注意を払い踏査や試掘調査等を実施する。包蔵地としての価値が明らかに認められる箇所については、隨時、県と連携して追加決定していく。現在、包蔵地外であっても、開発等による遺構の不時発見があった場合は、できる限り相手方に理解を求め、記録保存し、重要なものについては、保存の可能性について協議する。その後、周辺を含めて隨時、県と連携して包蔵地として追加決定していく。

なお、山口県教育委員会とは重要な遺構の取扱いについて、現地での指導・協議等により調整を図っている。

○周知の埋蔵文化財包蔵地 分布図（萩市全域）



○嘉永 5 年（1852 年）萩城下町絵図と史跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地の関係図



⑧文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制と今後の方針

萩市では、まちづくり行政と文化財保護行政との円滑な連携を図るため、文化財保護に関する事務は市長部局に補助執行させ、歴史、考古、建築、美術などの各分野から選任された委員12名で構成される萩市文化財保護審議会の事務についても市長部局が行っている。

ただし、指定文化財の指定・解除及びその保持者又は保持団体の認定・解除、指定文化財に関する萩市文化財保護審議会への諮問、補助執行させる事務に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事務、補助執行させる事務に係る法令又は条例等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱又は任命に関する事務、文化財保護に関する事務及び萩市文化財施設の設置及び管理に関する条例に定める文化財施設の管理運営に関する事務のうち、教育委員会が特に重要と認められるものについては、教育委員会に諮らなければならないこととしている。

今後もこの体制を堅持し、円滑な文化財保護行政を運営していく。

■萩市文化財保護審議会

萩市文化財保護条例に基づく文化財保護審議会が教育委員会に設置され、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。

審議会は、山口県立大学名誉教授をはじめとする歴史学者2名、自然科学関係者2名、民俗関係者1名、地質学関係者1名、建築士1名、美術関係者1名、考古学関係者1名、一般公募3名の12名で構成する。

⑨文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

萩まちじゅう博物館を推進する市民団体のNPO萩まちじゅう博物館が市民活動の中核を担っている。

また浜崎しつちよる会は、重要伝統的建造物群保存地区である萩市浜崎の歴史的景観を守り活かすため、公開施設として整備した旧山中家住宅の管理や「浜崎伝建おたから博物館」といったイベントなどを開催し、個性豊かな魅力あるまちづくりに努めている。

さらにNPO萩観光ガイド協会は、市内の文化財施設の管理を行うとともにそこを訪れる観光客に施設ガイド、観光ガイドを行っている。また、常時後継者の育成を行っている。

その他にも、松下村塾をはじめとする維新の志士の旧宅が点在する旧松本村地区には「維新の里づくり協議会」が、萩城跡のある堀内地区には「NPO萩城城郭保存会」が次々と設立されており、地域が持つ歴史的特性をまちづくりに活かそうとする市民活動が活発に行われている。

これらの活動が今後も継続的かつ活発に展開されるよう任意の団体については法人化を推進するとともに、文化財の保存に関し技術指導できる人材の養成を行う。

(b) 重点区域に関する事項

①文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域には、国指定等文化財、県指定文化財及び市指定文化財が82件所在している。主だった建造物や史跡は既に保存修理を実施している。

現在、重要文化財（建造物）の大照院や史跡萩城跡の保存修理工事、重要な伝統的建造物群保存地区の保存修理や景観の回復を展開しており、保存管理計画に基づいた長期的な事業を行っている。これらと並行して、屋根葺替等の周期的な維持修理を隨時行っている。利活用については、個人所有者のお部屋を除き、ほとんどの文化財を一般公開しており、NPOや地元町内会組織と協働して観光客への解説などを積極的に行っている。

今後、城下町萩として魅力あるまちづくりを目指すため、保護に関する総合的な基本計画を作成し、適正な保存修理・保存管理を行い、積極的な活用を図る。

また、藩政時代の遺構のみならず、歴史的に貴重な建造物などを後世に継承していくため悉皆調査を行い、積極的に文化財として指定を進めていくとともに、復原、修理等の保存措置を講じ積極的な利活用を進めていく。

文化財の種別は、有形文化財（建造物）が30件、有形文化財（美術工芸品）が13件、無形文化財が6件、記念物の遺跡が24件、伝統的建造物群が3件、歴史的景観保存地区が6件となる。うち、23件が萩市所有、県所有が1件、58件が個人や法人等の民間所有であり、それぞれの所有者が適切に維持・管理を行っている。史跡萩城跡については、萩市が文化庁長官から管理団体の指定を受け、当該史跡の保存のため必要な管理及び復旧を行っている。

保存管理計画を策定している史跡萩城跡と史跡萩城城下町、堀内地区・平安古地区・浜崎の各重要伝統的建造物群保存地区は、基本方針、各種規制に従って適正な保存管理を行っており、今後もこの計画に基づき保存管理を進めいく。

活用状況については、旧厚狭毛利家萩屋敷長屋、口羽家住宅、伊藤博文旧宅及び別邸、木戸孝允旧宅、旧久保田家住宅、玉木文之進旧宅、旧湯川家屋敷、

桂太郎旧宅、旧田中別邸は、年中無休でガイド者による解説と四季を通じての展示やイベントを開催している。菊屋家住宅、熊谷家住宅は、財団法人を組織して、建物や庭園を公開するとともに所蔵品の展示を行い、活用を図っている。東光寺、大照院等の宗教法人についても建物や庭園の公開、所蔵品の展示とともに一般の参拝者も絶え間なく十分に活用が図られている状況にある。また、動産文化財については、彫刻や工芸品、考古資料、歴史資料等、個人の住宅での公開や萩博物館への寄託による公開活用を行っている。

住吉神社「お船謡」、玉江浦「天狗拍子」の民俗文化財は、伝承のための活動と保存会及び後継者の育成のため、財政面での支援及び普及・啓発に努める。近年は、高齢化による伝承者の減少が著しく後継者の育成は最重要課題である。

無形文化財である萩焼は、重点区域に4名が保持者として認定され、その工芸技術は脈々と受け継がれている。市内には100余の窯元があり、伝統的な作家から前衛陶芸の作家までさまざまな活動を展開している。今後は、芸術性の高い萩焼のみならず生活雑器としての活用を支援し、購買層の裾野を広げて行きたい。

このほか、文化財の保存に必要な原材料の確保として、茅葺屋根材である山茅の確保が重要である。山茅は、採取時期や採取できる量が限られることから、茅場の確保とともに採取人の育成が今後の課題となる。

未指定文化財については、市内全域を網羅できるよう種類や地域別悉皆調査を進め、文化財の指定等により確実な保護措置を講じる。

今後も指定文化財は一般公開を原則とし、萩市固有の歴史、文化を紹介する催し物を積極的に開催することによって文化財の活用を図るとともに内外に広く発信する。未指定の文化財については、必要に応じて復原、修理等の保護措置を講じ、所有者との合意に基づき一般公開を進める。

史跡萩城跡保存管理のための基本方針（保存管理計画からの抜粋）

- i 歴史的環境の保全と活用のため、城跡内に遺存する石垣、堀、築地塀等の城郭の骨格を示す遺構の完全保存と、それらの永続的な継承を図る。
- ii 自然的環境の保全と活用のため、指月山に残る樹林帯の保存と、北・東・西の山麓をとりまく海岸線の保存を図る。
- iii 来訪者が歴史的環境と自然的環境を十分体験し、活用することができるよう適切な整備を行う。
- iv 整備計画等にかかる行為を除く一切の現状変更行為を規制する。
- v 萩城跡の保存のために必要な未指定地域については、所有者の同意を得て、追加指定を図る。
- vi 以上の方針を適正に実施するため、必要な学術調査を組織的に進める。

史跡萩城城下町保存管理のための基本方針（保存管理計画からの抜粋）

- i 歴史的景観の保全と活用のために、城下町としての歴史的景観を形成する武士の屋敷跡や、商人の宅跡の完全保存とそれらの永続的な継承を図る。
- ii 来訪者が歴史的景観を十分体験し、活用することができるよう適切な整備を行う。
- iii 整備計画等にかかる行為を除く現状変更行為及び歴史的景観を損なう行為には、適切な措置を講じ、良好な住宅地として育成する。
- iv 萩城城下町の保存のために必要な未指定地域については、所有者の同意を得て、追加指定を図る。
- v 以上の方針を適切に実施するため、必要な学術調査を組織的に進める。

堀内・平安古地区伝統的建造物群保存地区保存の方針とその内容

（保存計画からの抜粋）

伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら住民の生活向上に努めるものとする。保存の内容は以下の通りとする。

- i 保存地区において堀内・平安古町の伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物及び工作物を「伝統的建造物」と定める。
- ii 保存地区を特色付けている環境要素のうち、伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を「環境物件」と定める。
- iii 伝統的建造物の保存については主としてその外観を維持するための復原及び現状維持を内容とした「修理基準」を定め、環境物件の保存については復旧を内容とする「修理基準」を定める。
- iv 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築・増改築等、及び環境物件の改変・移転等については、保存地区の歴史的風致との調和及び維持・回復を内容とした「基本形式（許可）基準」と「伝統様式（補助）基準」を定める。
- v 以上の修理・基本形式（許可）・伝統様式（補助）の3つの基準を適切に運用して、保存地区の伝統的な町並みを維持・回復していくとともに、これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。
- vi 保存地区の保存に必要と認められるときは、修理・伝統様式（補助）の各基準に合致した修理・修景・復旧事業等に要する経費の一部を補助することができる。
- vii 以上の目的の遂行にあたっては、まちなみ対策課と文化財保護課及び保存地区内の住民、建築関係の専門家、学識経験者によって構成される保存組織が相互に十分な協議を行い、協力のもとこれを進めることとする。

浜崎伝統的建造物群保存地区保存の方針とその内容

(保存計画からの抜粋)

伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら住民の生活向上に努めるものとする。保存の内容は以下のとおりとする。

- i 保存地区において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家建築の主屋及び釜屋・便所・風呂等の付属屋、離れ座敷・茶室・土蔵、寺社建築等の各建築物、門・塀・石積・石造物・井戸等の工作物を「伝統的建造物」と特定する。
- ii 保存地区を特色付けている樹木・庭園・生垣・及び土地の形質等、伝統的建造物と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を「環境物件」として特定する。
- iii 伝統的建造物の保存については主としてその外観を維持するための復原及び現状維持を内容とした「修理基準」を定め、環境物件の保存については復旧を内容とする「修理基準」を定める。
- iv 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築・増改築等、及び環境物件の改変・移転等については次の2つの基準を定める。
 - ①保存地区内の伝統的景観を維持するための基準として「許可基準」を定める。
 - ②保存地区内の伝統的景観を回復するための基準として「修景基準」を定める。
- v 以上の修理・許可・修景の3つの基準を適切に運用して、保存地区の伝統的な町並みを維持・回復していくとともに、これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。
- vi 保存地区の保存に必要と認められるときは、修理・修景の各基準に合致した修理・修景・復旧事業等に要する経費の一部を補助することができる。
- vii 以上の目的の遂行にあたっては、まちなみ対策課と文化財保護課、及び保存地区内の住民、建築関係の専門家、学識経験者によって構成される保存組織が相互に十分な協議を行い、協力のもとこれを進めることとする。

【国指定等文化財の保存及び活用】

萩城跡及び萩城城下町は保存管理計画を策定しており、その基本方針、各種規制に従って適正な保存・活用を進める。そのほかの重要文化財等についても保存管理計画の策定を進めていく。

重要伝統的建造物群保存地区についても、地区ごとに保存計画を策定しており、地区住民と協働して伝統的建造物の保存・回復を図りつつ、生活環境の整備と合わせて積極的な活用を進める。

登録文化財は、届出制と指導、助言等を基本とする緩やかな保存措置を講じるとともに指定文化財と同様に積極的な活用を進めていく。

また、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定し、復原、修理等を行い、保存に努める。

【山口県及び萩市指定文化財の保存及び活用】

本計画の重点区域には、山口県及び萩市指定文化財も数多く保存されている。山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に基づき、本質的価値を保全するために現状変更等の規制を行っており、所有者及び市民と協働してより一層の保存、活用を進める。

また、計画期間内において根本修理が完了していない旧福原家書院、小川家長屋門については、保存修理の検討を進め、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定し、復原、修理等を行う。

【未指定文化財の保存及び活用】

重点区域内において、有形、無形を問わずどれだけの文化遺産が所在しているか調査を進める。その調査結果に基づき、本質的価値があり保護すべき対象と判断される文化遺産については、文化財の指定を行う。さらに、歴史的風致形成建造物に指定し、より確実な保護措置を講じるとともに市民や関係者との合意に基づいた保存及び活用を図る。

②文化財の修理と現状変更等に関する具体的な計画

萩市では、昭和40年代から重要文化財を中心に保存修理や整備を実施している。現在、重要文化財の大照院や史跡萩城跡の保存修理工事、重要伝統的建造物群保存地区の保存修理や景観の回復を展開している。

保存修理では、文化財としての価値を損なうことなく破損した部分を修理するとともにその建造物の改変などを詳しく調べ、文化財価値をより高めるために復原整備等を行う。この時に現状を変更するための手続きが必要になる。

現状変更手続きについては、文化財保護法、山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に従い文化庁長官並びに山口県及び萩市の教育委員会の許可

を受けて行う。

萩市指定文化財については、萩市文化財保護条例に従い歴史、建築、民俗等の各分野の専門家で構成する萩市文化財保護審議会による現地視察、審議を経て行う。

また、重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物については、萩市伝統的建造物群保存地区保存条例に従い伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を経て行う。

いずれの場合も文化財担当の専門職員が現状変更に係る痕跡調査や文献調査等により確認し歴史的な建造物の履歴を考慮しながら審査を行い、萩市教育委員会が各審議会に諮問する。特に復原整備する場合は、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な諸調査を行い、所定の現状変更許可手続きを行う。

【国指定等文化財の修理と現状変更等に関する計画】

<重要文化財大照院・史跡萩藩主毛利家墓所>

現在、大照院鐘楼門の保存修理を行っており、平成21年8月に事業完了予定であるが引き続き平成22年度から経蔵と本堂の保存修理事業を計画している。大照院は、史跡萩藩主毛利家墓所に指定されており、修理事業に先立ち工事に必要な仮設物の建設などは、現状変更許可申請を文化庁長官に提出して許可を受ける必要がある。

また、修理事業にかかる解体調査や文献調査などの結果、然るべき姿に復原整備する場合も文化庁長官に現状変更許可申請書を提出して許可を受ける。修理及び現状変更の実施時期は、所有者の意向を考慮しながら、国、県と協議し、適切な事業計画を策定する。大まかな予定として、経蔵については、史跡に係る現状変更申請は平成22年度に、建造物に係る現状変更申請がある場合は平成23年度頃に想定される。本堂については、史跡に係る現状変更申請は平成24年度に、建造物に係る現状変更申請がある場合は平成26年度頃に想定される。

既に根本修理が済んだものも必要に応じて、周期的な屋根葺替や部分修理等を行う必要があり、長期的な修理計画を策定し保存修理を実施する。

<史跡萩城跡>

史跡萩城跡水質対策浄化事業に係る現状変更手続きについては、平成20年に萩城跡等整備委員会の意見を聞き、文化庁担当課の指導を受けながら、実施計画を策定し、平成21年度に整備工事の実施を計画している。

また、現在、外堀（北の総門）周辺の整備を進めており、平成22年度の完成を目指している。その後は、本丸東園の整備を予定しており、国、県と協議

しながら、実施計画を策定する。具体的な現状変更時期は、北の総門周辺に係る申請は平成21年度に予定している。本丸東園は平成23年度頃から発掘調査や復原整備に係る申請を行う予定である。

さらに今後は、中の総門・平安古の総門、東園書院等の整備を計画しており、往時の城構えをより具現化できるよう施設の整備に努め、活用を図っていきたい。

<史跡萩城城下町>

萩城城下町は、民間所有の歴史的な建造物や旧久保田家住宅の保存修理を終えているが、市有建物の青木周弼旧宅や旧野田家住宅、林市太郎旧宅などは、老朽化が著しい状況にある。そのほか旧石川家住宅、個人所有の建造物では、佐田家住宅、三戸家住宅、富川家住宅、松本家住宅、久継家住宅(高杉晋作誕生地)、菊屋家住宅周辺、円政寺周辺について長期的な修理計画を策定し、国、県と協議しながら、保存修理工事を実施する。

具体的な現状変更時期は、平成21年度に個人所有の佐田家住宅修理を予定しており、当該年度の当初に現状変更申請を予定している。その後は、平成23年度頃に青木周弼旧宅、平成26年度頃に旧野田家住宅、平成28年度頃に林市太郎旧宅の現状変更申請を予定している。

<重要伝統的建造物群保存地区萩市平安古地区>

萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区においては、引き続き個人所有の土塀等の修理・修景を推進するとともに、平成30年頃を目途に旧田中別邸の長屋・土塀の修理を計画しており、保存地区の伝統的な町並みを維持・回復していく。これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。

<重要伝統的建造物群保存地区萩市浜崎>

萩市浜崎伝統的建造物群保存地区では、平成20年度において旧山村家住宅の主屋2棟、茶室1棟及び土蔵2棟の保存修理を実施中である。

また引き続き、個人所有の町家の修理・修景を推進し往時の商家群としての景観の回復に努め、保存地区の伝統的な町並みを維持・回復していくとともに、これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。

<登録有形文化財明倫小学校本館>

平成20年度において、明倫小学校の床改修及び窓枠改修を実施する。本館校舎は、床は老朽化が激しく、窓枠は木枠が腐朽しガラスが落下する危険があり、改修が必要である。また、本館前から南門前通路は、舗装の破損が激しく

全面改修の必要がある。さらには、西側土塀はグランドに接した面の傷みが激しく補修を行う必要がある。

<その他の国指定等文化財>

重要文化財（建造物）については、根本的な修理のほかに必要に応じて屋根葺替や部分修理等の維持的修理を行うとともに、新たに指定や選定した文化財については修理計画を策定し年次的に保存修理を実施する。

史跡については、平成30年頃を目途に伊藤博文旧宅の茅葺屋根の葺き替えを計画している。

重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業については、今後も毎年度数件の伝統的建造物の修理等に係る現状変更申請が許可権者である萩市長と萩市教育委員会に提出され、申請内容により伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮り現状変更の許可を行う。

今後も引き続き、個人所有の土塀等の修理・修景を推進し、堀内・平安古の上級武家地及び港町浜崎としての景観の回復に努める。

【県指定文化財の修理と現状変更等に関する計画】

有形文化財に指定されている萩学校教員室、旧福原家萩屋敷門、旧梨羽家書院は保存修理を実施している。必要に応じて、周期的な屋根葺替や部分修理等を実施する。

花月楼については、根本的な修理を行っていないが、破損状態や所有者の意向を考慮しながら、県と協議し、適切な事業計画を策定する。

修理事業にかかる解体調査や文献調査などの結果、然るべき姿に復原整備する場合は、県教育委員会に現状変更許可申請書を提出して許可を受ける。修理及び現状変更の場合は、その実施時期を所有者に確認し、県との協議のうえ、適切な事業計画を策定する。

【市指定文化財の修理と現状変更等に関する計画】

<市指定史跡玉木文之進旧宅>

平成21年度において、玉木文之進旧宅の保存修理を実施する。修理内容は茅葺屋根の全面葺き替えを予定している。有形文化財に指定されている旧周布家長屋門、端坊鐘楼は保存修理を実施しているが、旧福原家書院、小川家長屋門、花江茶亭、亨徳寺三門、奥平家長屋門は維持的修理は行われているものの大規模な修理は行われていないため、破損状況、緊急度を考慮しながら、所有者の意向を確認し、適切な事業計画の策定に努める。修理事業にかかる解体調査や文献調査などの結果、然るべき姿に復原整備する場合は、市教育委員会に現状変更許可申請書を提出して許可を受ける。

【保存の措置が取られていない文化財の修理に関する計画】

＜渡辺蒿蔵旧宅＞

渡辺蒿蔵旧宅整備については、平成20年度に実施設計を行いながら、萩市文化財保護審議会の意見を聞き、実施計画を策定する。平成21年度及び平成22年度に整備工事の実施を計画している。

＜唐樋札場跡＞

唐樋札場跡の復原整備に係る現状変更手続きについては、平成20年度に復原根拠となる発掘調査、文献調査、類例調査等を行い、札場跡整備委員会を立ち上げて、整備内容を検討するとともに、文化庁担当課の指導を受けながら、平成21年度に実施計画を策定し、整備工事の実施を計画している。

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

萩博物館をまちじゅう博物館構想のもと保存・活用を行うための中核施設として位置付け、一般公開を実施している旧久保田家住宅、木戸孝允旧宅、伊藤博文旧宅等の文化財施設を地域博物館として活用し、文化財に対する認識や理解を深めていく。

萩博物館では、動産文化財の保存と企画展示等を積極的に展開し、町筋の映像情報を手軽に見ることができる「まちなみウォータースルー」、「萩なんでもBOX」等を活用した情報発信を行っている。また、文化財への理解を深めるため、各施設に案内説明板や道路へ通り名を記したプレートを埋め込み、利便性の向上を図っている。

さらに平成21年4月に公開施設として、開館予定の旧山村家住宅では、港町浜崎をより詳しく知ってもらうために、広い通り土間を活用した様々なコーナーの設置を計画している。情報展示コーナーでは、パネルや城下町古絵図を使って、浜崎の歴史的位置付け、浜崎の歩き方、伝統的建造物群保存地区の概要、歴史的建物の見所及び旧山村家住宅の保存修理工事の記録を解説することとしている。また、「浜崎を調べる」コーナーでは、浜崎に関する書籍、情報閲覧機器、「はまさきウォータースルー」システムの導入を予定している。「萩なんでもBOX」では、建物に使われた古瓦、土壁や古材の継手部材、まちなみの遷り変りがわかる古写真等をクリアボックスに納め、いつでも手にすることができる、子供たちにも楽しく学習できるような体験型コーナーを設置する予定である。

このように文化財施設を活用した地域博物館を順次設置して萩博物館とのネットワーク化を図り、萩の歴史を語り継ぐための情報拠点として、また萩の自然、歴史、民俗、産業、美術工芸などの分野について総合的に調査研究する

「萩学」の探求拠点として活用し、文化財に対する認識や理解を深めていく。

史跡萩城城下町では、歴史的景観の保全と活用のために、武士住宅や商家の完全保存とそれらの永続的な継承を図り、来訪者が往時の城下町を十分体験し活用することができるよう適切な整備に努める。

萩市浜崎伝統的建造物群保存地区では、地区内の核となる町並み保存センターを設置する。この施設は町並み保存に係る情報提供、交歓及び相談の場、住民間や来訪者と住民の交流の場としての機能を持たせ、住民により組織された町並み保存に係る団体への参画を積極的に推進する。

その他の地区については、東田町では唐柵札場跡の復原整備を予定している。萩往還を始め主要街道の起点とされた唐柵札場は、幕府や藩からのお触れが掲げられた高札があった場所で、罪人の晒しも行われていた。八江萩名所図画等の文献史料や発掘調査により可能な限り往時の姿に復原し、歴史公園として整備を行う。

江向では、八丁筋に面している渡辺蒿蔵旧宅の整備を予定している。渡辺蒿蔵は吉田松陰門下生の一人で、長崎造船所長を務め、日本造船業界の礎を築いた人物である。旧宅主屋は、建築様式から明治中期頃のもので雨漏り等の破損が著しい状況である。早急に保存修理を実施し、渡辺蒿蔵を顕彰する施設として整備するとともに市内を巡る「まぁーるバス」や萩八景遊覧船の主要中継地点としての機能を付加し、市民と観光客が集える観光施設として活用することができるよう適切な整備に努める。

玉江地区では、觀音院觀音堂の保存修理を予定している。觀音院は古くから「玉江觀音」と呼ばれ、海の護り觀音として崇められ、中国三十三觀音靈場の一つとして数えられている。觀音堂は八江萩名所図画にも描かれており、萩を代表する景観のひとつであるが、経年による軸部の沈下や傾斜が著しく、屋根の雨漏りも甚大な状況にある。早急に修理を行う必要があり、萩を代表するような歴史的景観の維持と回復に努める。

隨時、修理や修景、復原整備が完了した施設については、地域博物館としての機能を付加していく。

④文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

地区や地域を定めて指定している文化財の周辺部は、未指定地域であることから、指定している地区や地域の景観とは極端な差が現れることになる。

これを解消するために新築等に際しては、都市計画法及び建築基準法に基づ

く萩市の都市計画用途地域と景観法に基づく景観計画の重点景観計画区域の設定により規制誘導を行い良好な景観を確保するとともに、地区や地域の指定拡大や追加に努める。特に、歴史的価値の高い建造物の周辺に緩衝地帯を設け、周辺環境の保全に努める。

重点区域内における緩衝地帯的な位置付けとなる区域は、史跡萩城跡及び萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区と史跡萩城城下町の間である萩市景観計画で指定した重点景観計画区域の樽屋町城東地区、旧松本村から小畠浦へ通ずる幹線道路沿いである土原新川線沿線地区、松陰神社や史跡伊藤博文旧宅周辺の維新の里地区である。このほか、萩市歴史的景観保存地区として、今魚店地区や堀内地区等の6地区が緩衝地帯としての機能を果たしている。

現状では、史跡萩城城下町東半分、萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区、萩市浜崎伝統的建造物群保存地区は、指定地及び選定地が未指定の地域に剥き出しがことから、今後は史跡萩城城下町周辺を囲むように重点景観計画区域の拡大や平安古地区及び浜崎伝統的建造物群保存地区周辺への萩市歴史的景観保存地区指定を目指し、環境調査、構成要素等の調査・研究を推進していく。

⑤文化財の防災に関する具体的な計画

萩市地域防災計画に基づき、萩市消防本部、萩市関連機関、県関連機関、地域における各消防団及び自主消防団体は、常時相互間の連携、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有效地に発揮して文化財並びに生命、身体及び財産を災害から保護することを推進する。

また、警報設備、消火設備、防犯設備等の設置状況や周辺環境に係る消防進入道路と消防水利、防火帯や火除地等の状況を常に把握し、防災体制をより確実なものにする。

渡辺蒿蔵旧宅及び觀音院觀音堂は保存修理工事を予定しており、工事と並行して、自動火災報知設備や消防機関への通報設備を設置する工事を行う。火災が発生した場合を想定し、取扱いが簡便な消火器を設置する。さらに、落雷によって生じる災害から文化財を守るために、避雷設備の設置も併せて進める。

特に渡辺蒿蔵旧宅は一般公開を計画しており、夜間は無人になるため、機械警備システムを設置する。機械警備については、人感センサーのほかに火災感知器や炎感知器を併設する。

堀内地区、平安古地区、浜崎の各伝統的建造物群保存地区及び史跡萩城城下町は、総合防災計画を策定し消火設備、避雷設備、防犯設備等を設置する。特に浜崎地区においては、町屋が密集し通りによっては道路が狭隘なため、地割りや町並み保存に影響がない範囲で、火除地及び避難場所の設定や消防道路の整備を進める。

この他に通報訓練、消火訓練、避難訓練を総合的に消防機関と合同で行う総合訓練を実施し、併せて、人的災害に係る対応策、地震時の対処方法の作成や対処訓練を推進するとともに文化財の耐震性能の把握に努め、必要に応じて適切な対応を図る。

⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

萩市とNPO萩まちじゅう博物館の協働により、文化財保護の普及・啓発を推進している。引き続き、萩まちじゅう博物館の中核施設である萩博物館や地域博物館を管理運営するとともに文化財の再発見、その登録や管理、情報発信、活用を行い、文化財を活用した催し物、講演会、シンポジウム等を開催する。

毎年11月1日から7日までの一週間は「文化財保護強調週間」であることから、この期間を活用し文化財に親しむことを目的とした文化財の公開や史跡めぐりなどの行事を実施する。

特に平成20年度は、この期間を利用して「文化財に親しむ会」を社団法人萩文化財保護協会が萩博物館等の協力を得て開催しており、今後もこの活動を支援し継続していく。

また、毎年1月26日は「文化財防火デー」である。その制定は、昭和24年1月26日に現存する世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことを契機としている。萩市においては、毎年この日を中心に、消防署や文化財所有者等の協力を得て、防火訓練などの文化財防火運動を展開しており、今後もこの運動を継続していく。

このような諸行事の開催や市報等を活用した文化財情報を市民に提供することにより、文化財保護の普及・啓発を図る。

⑦埋蔵文化財の取扱に関する具体的な計画

国指定史跡萩城跡及び萩城城下町、堀内地区伝統的建造物群保存地区を包括する範囲を、周知の埋蔵文化財包蔵地として「萩城遺跡」、「萩城城下町遺跡」に決定しているほか、重点区域内には「南園跡」、「郡司鑄造所跡」等が所在する。これらは近世の遺跡であり、地上の歴史的景観のみでなく、地下の遺構についても市の歴史的風致に欠かせないものとして保護の対象とする。新たに発見された遺構については、現地保存に努め、建造物の整備に係る遺構は、遺構の価値をより高めるために露出展示や保護盛土による現地保存等の措置を講じる。

また、包蔵地の可能性のある場所には常に注意を払い、踏査や試掘調査等を実施する。包蔵地としての価値が明らかに認められる箇所は、隨時、県と連携して追加決定していく。現在包蔵地範囲外であっても、開発等により武家屋敷

遺構等の不時発見があった場合は、できる限り相手方に理解を求め、記録保存し、重要なものについては保護及び保存の可能性について協議する。その後、周辺を含めて隨時、県と連携して包蔵地に追加決定していく。

さらに、萩城城下町絵図で把握できる町屋や武家住宅等については、可能な限り、包蔵地の決定範囲を拡大していく。

開発や整備等にあたっては、事前に試掘調査等を実施し工事によって影響を受ける範囲を最小限に留めるよう留意する。

唐柵札場跡については、復原整備を行うために発掘調査を実施するとともにこれと並行して文献調査を行い、専門家からの指導や助言を受けながら、実施計画を策定する。

⑧文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

NPO萩まちじゅう博物館は、萩まちじゅう博物館基本計画・行動計画に基づいた文化財の再発見やその登録、管理、活用、情報発信に取り組んでいる。

浜崎しちょうる会は、伝統的建造物群保存地区である萩市浜崎の歴史的景観を守り活かすため、公開施設として整備した旧山中家住宅の管理や「浜崎伝建おたから博物館」といったイベントなどを開催し、個性豊かな魅力あるまちづくりに努めている。

NPO萩観光ガイド協会は、市内の文化財施設の管理を行うとともに文化財施設を訪れる観光客に施設ガイドや観光ガイドを行っている。

その他にも、松下村塾をはじめとする維新の志士の旧宅が点在する旧松本村地区には維新の里づくり協議会が、萩城跡のある堀内地区には、NPO萩城城郭保存会が次々と設立されており、地域が持つ歴史的特性をまちづくりに活かそうとする市民活動が活発に行われている。

また、各種団体により四季を通じて文化財を活用した催し物が開催されている。春には市民の協力を得て文化財建造物等の敷地内にある庭園などを見学できる「オープンガーデン」や「萩・大茶会」、夏には「萩・万灯会」、秋には萩城城下町（国指定史跡）を中心に、着物に着替えて城下町の町並みを歩く「着物ウイーク in 萩」や竹製のランプシェードを並べて夜の観光を楽しむ「萩・竹灯路物語」、冬には萩城下町の武家屋敷、商家、町家などで江戸時代から昭和に作られた市民所有のお雛様を展示する「萩城下の古き雛たち」が開催されている。

文化財建造物は一般公開を原則としており、今後もこのことを踏襲するとともに、萩市固有の歴史、文化を紹介する催し物を市民、NPO等各種団体と協

働して積極的に開催することにより、文化財の利活用を図る。

これらの活動が今後も継続的かつ活発に展開されるよう任意の団体については法人化を推進するとともに、文化財の保存に関し技術指導できる人材の養成を行う。

口 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

市街地における良好な都市環境に資する公園、また、萩の伝統文化を活かした公園を整備する。整備にあたっては、萩の歴史的遺産と調和した景観形成に努めるとともに、市民の様々な活動や憩いの場となるよう整備する。併せて、歴史的風致が損なわれないよう適切な維持管理に努める。

(1) 唐柵札場跡整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成20～21年度

【位置】東田町地内

【事業の概要】発掘調査等、土地購入、札場復原、公園整備

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

札場は、江戸時代に萩藩主が参勤交代に利用した「御成道（おなりみち）」としての「萩往還」をはじめとする主要街道の起点であり、また、幕府や藩からの御触が掲げられた高札があった場所である。また、防長両国の一里塚の起点とされ、萩藩の一里塚の塚木には「萩唐柵札場より〇〇里」と書くことになっていた。

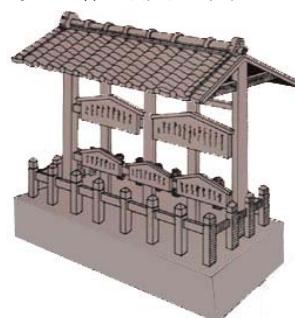
現在の札場跡は、金谷天神祭りの大行列のルートとして、萩往還街道ウォークの開催、また、萩往還においても明木地区における大行列等により地域の賑わいを見せている。萩城下町発展の重要な場所として、そして起点として人々の生活や環境に大きな影響を与えた当該箇所の整備については、往時の姿は残っていないものの、発掘調査や文献調査などにより、往時の姿の復原を基本として整備し、もって歴史的風致の維持及び向上を図る。



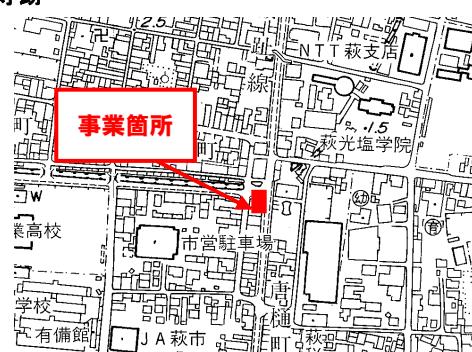
昭和 60 年度文化財補助事業により設置した道標等跡



用地買上予定地



札場復原イメージ



嘉永 5 年 (1852 年) 萩城

公園事業位置図（1）



萩市の歴史的景観を形成する多くの建造物を核として、その景観と調和した道路修景、歩行空間を整備し、回遊性の向上を図るとともに萩の良好な歴史的風致を醸成している水路や堀割における水質の改善を図ることにより、歴史的風致の維持向上を目指す。加えて、町内組織と協力し清掃等の維持管理を適正に行っていく。

(2) 萩城跡(内堀) 水質浄化対策事業

【施設の種類】堀割・水路

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成23年度

【位置】堀内地内

【事業の概要】内堀～管路工事、さく井戸設置

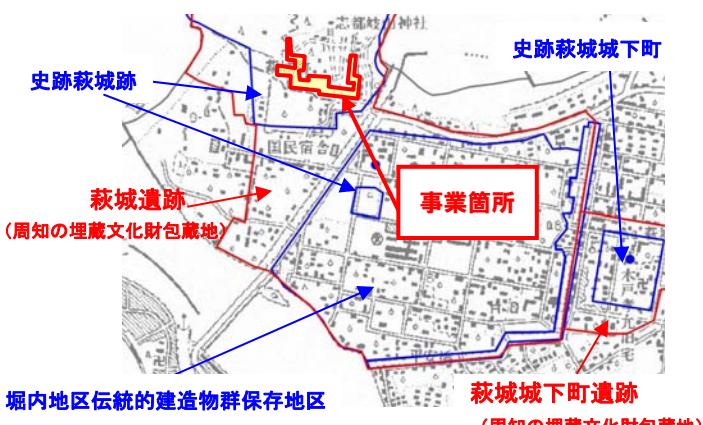
【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩城は、慶長9年（1604）に毛利輝元が工事に着手、同13年（1608）に完成した。明治7年（1874）に全て解体されたが、石垣及び堀の一部については現在もよく保存され、貴重な歴史的遺産として昭和26年に国の史跡に指定されている。



萩城跡

本史跡を構成する内堀は、閉鎖性水域であるため水が十分に循環していない状況である。このため、水質悪化等によって日常的な市民の憩いの場、また、祭礼や舞踊等、様々な伝統行事の開催の場となっている本史跡の歴史的景観が阻害されている。そこで、当該事業の実施により内堀の水質改善等が図られ、当該歴史的な建造物における良好な景観形成が図られるとともに人々の活動環境が向上し、より一層の良好な環境を形成できることから、本市の歴史的風致の維持及び向上に繋がる。



嘉永5年（1852年）萩城下町絵図

(3) 藍場川整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成20年度

【位置】平安古地内

【事業の概要】河川護岸改修、遊歩道整備

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

藍場川は、川島の樋ノ口から江向の藍玉座跡を経て水車筋東側に至る総延長2,412mの水路である。江戸時代中期に開削され、農業用水路のほか川上から薪炭などを運ぶ交通にも利用され、今も河舟が通り易いように中央を高くした石橋などが昔の面影を残している。昭和48年には、川及びその周辺が市の歴史的景観保存地区に指定され、市街地に潤いを与えていた。現在も藍場川は、川沿線の市民によって食材や食器の洗い場などの生活用水として利用され、市民生活と密接に関わっている。本事業は、山口県立萩美術館・浦上記念館と併設される同館の陶芸展示施設（平成21年度完成予定）との間を流れる藍場川の修景整備である。本陶芸展示施設は、歴史的景観を見せる藍場川との調和を意識した整備が行われる予定であり、萩市としてもこの趣旨に沿い、歴史的景観を保全しつつ老朽した石垣のはらみ出しの組み直し補強や親水護岸を兼ねた遊歩道の整備を行う必要があるため、当該整備箇所については、関係機関と連携しつつ、その景観を損なわないよう現状の石組みを活かしながら整備することにより、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。



藍場川



嘉永5年（1852年）萩城下町絵図

(4) 堀内鍵曲道路整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成20年度

【位置】堀内地内

【事業の概要】口羽家住宅（国指定重要文化財）前の鍵曲道路
(市道南ノ総門指月線) の天然土による舗装

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

鍵曲とは、鍵の手に曲がった通路で、戦いの際見通しを悪くして、敵の侵入を防ぐために造られた城下町ならではのものであり、堀内地区伝統的建造物群と一体となって歴史的景観を形成している。当該道路は、従来からアスファルト舗装ではなく、クラッシャーラン路盤（砂利）のため、碎石が散らばりやすく、すぐに凸凹ができる。当該道路の整備により歴史的景観をさらに向上するため、天然土による舗装を行うことで堀内地区伝統的建造物群保存地区の魅力を高め、さらなる地域の賑わいや武家屋敷としての風情が創出されるとともに一層の歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。また、伝建地区であることから、歴史まちづくり部と連携した事業実施とする。



堀内鍵曲道路



嘉永5年（1852年）萩城下町絵図

(5) 高質空間形成施設（側溝美装化）整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】まちづくり交付金

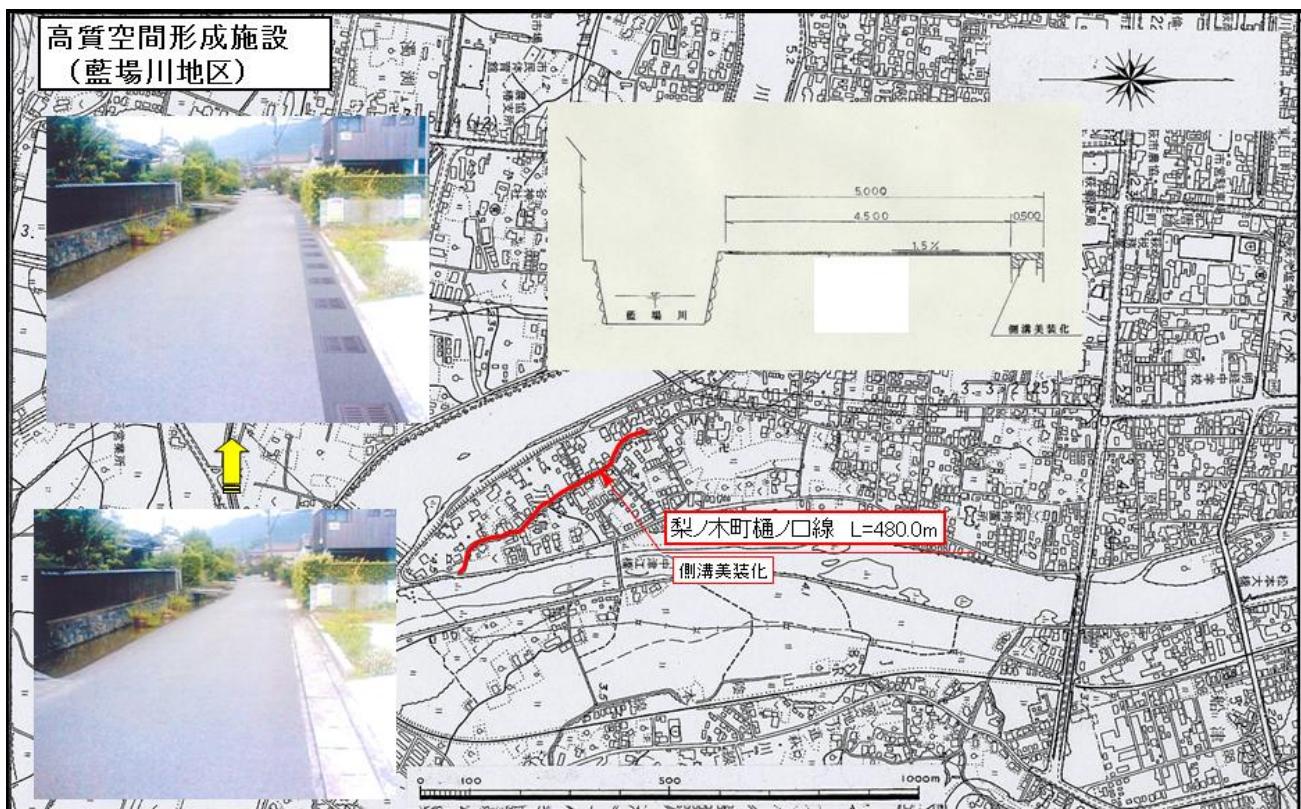
【事業期間】平成20～21年度

【位置】川島地内

【事業の概要】藍場川沿線道路の側溝美装化

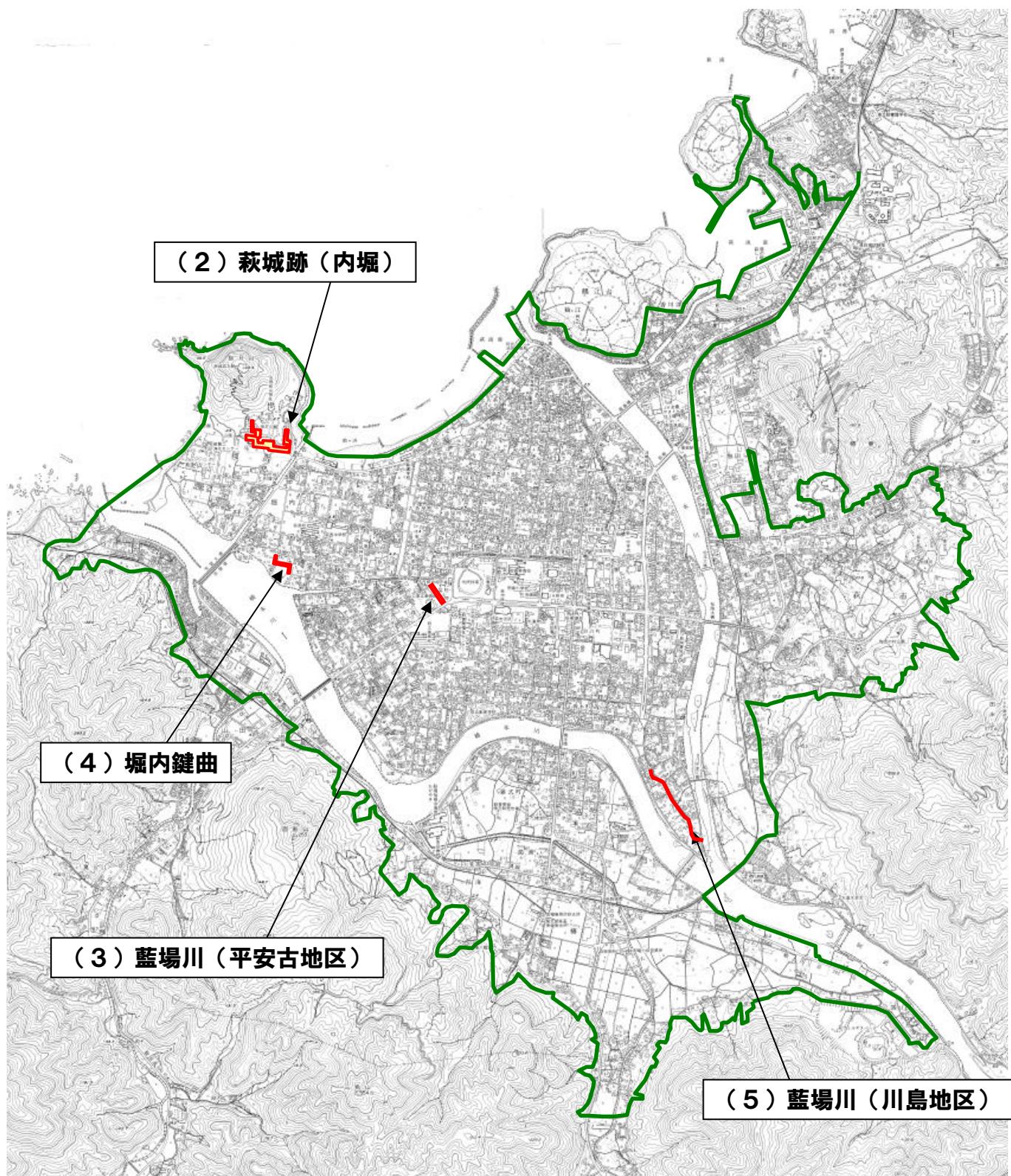
【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

藍場川は、江戸時代中期に開削され、板囲いの洗場や川舟が通り易いように中央を高くした石橋など往時の面影が今も見られ、萩市歴史的景観保存地区に指定されている。現在も藍場川は市街地に潤いを与えるとともに川沿線の市民によって食材や食器の洗い場などの生活用水として利用され、市民生活と密接に関わっていることから、沿線道路（側溝）の美装化を行うことにより、沿線の歴史的景観が向上し、本市のさらなる歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。



嘉永5年（1852年）萩城下町絵図

水路・道路等事業位置図（2）～（5）



かつての萩藩の城下町の町並みとともに明治維新に活躍した志士たちの歴史的な建造物や人々の信仰の場となっている寺院等が各所に残り、歴史的風致を形成している。それらの整備については、歴史的景観に調和したものとするとともに、施設を活用する人々の利用環境が向上するよう努め、維持管理についても歴史的風致が損なわれないよう適正に行っていく。

(6) 既存建造物活用事業（観光交流センター）

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】まちづくり交付金

【事業期間】平成21年度

【位置】椿東地内

【事業の概要】玉木文之進旧宅の主屋1棟及び湯殿・便所1棟
(81.7 m²) を観光交流センターとして整備する。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

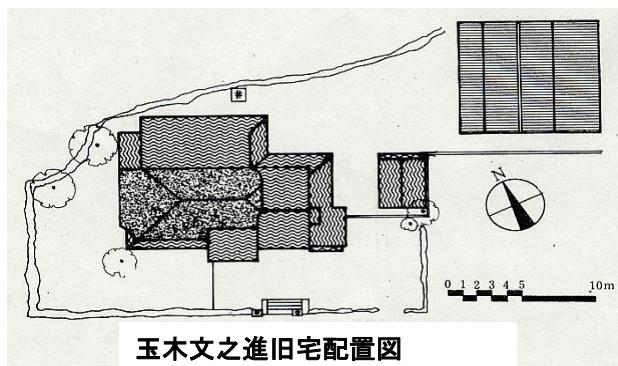
玉木文之進は吉田松陰の父杉百合之助の末弟で、杉家を出て玉木家を継いだ。そして、付近の児童を集めて教授し、松下村塾と名付けた。この塾の名称を後に久保五郎左衛門が継ぎ、安政2年（1855）には松陰が継承したことから、この旧宅を松下村塾発祥の地ということができ、旧松本村に位置する。

当該旧宅は、松陰神社（松下村塾等）から松陰誕生地、東光寺へと続く途中に位置し、幕末維新の志士が過ごした旧松本村に点在する歴史的な建造物とその周辺で行われる祭礼等とが一体となって良好な市街地環境を形成している。吉田松陰の叔父で松下村塾の祖である玉木文之進を顕彰する市民活動が活発化するなか、当該旧宅の整備により、往時の状況を一層醸し出し、併せて、旧松本村地区内の回遊性が向上することによって萩市の歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

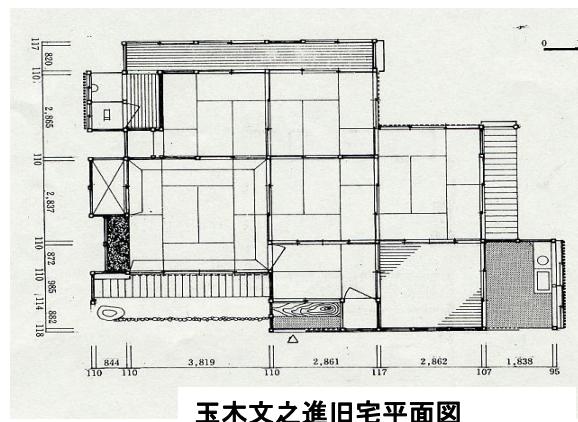


玉木文之進旧宅





玉木文之進旧宅配置図



玉木文之進旧宅平面図

(7) 渡辺蒿藏旧宅整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成20～22年度

【位置】江向地内

【事業の概要】土地購入、主屋、土蔵の維持的修理及び敷地内の環境整備等

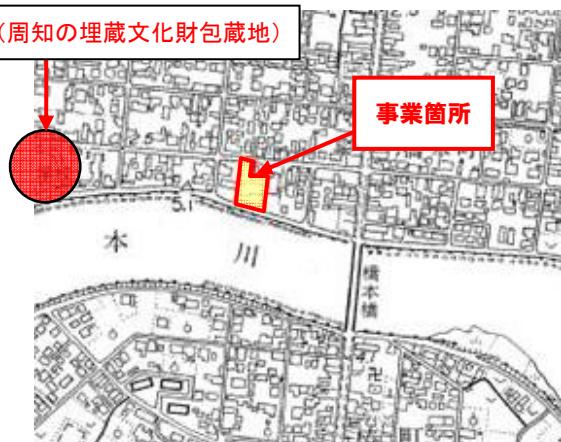
【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

渡辺蒿藏は、吉田松陰門下生の一人で長崎造船所長を務めるなど、日本造船業界の礎を築いた人物である。景観重要建造物に指定されている旧宅全体が著しく破損し周辺の歴史的景観と不調和であるため、早急に破損の激しい主屋、土蔵の保存修理を行い、もって萩市の歴史的風致の維持及び向上を図る。



渡辺蒿藏旧宅

南園跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)



(8) 萩藩校明倫館整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成20年度

【位置】江向地内

【事業の概要】明倫小学校本館床改修及び窓枠改修、
本館前～南門前通路舗装、西側土塀補修

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

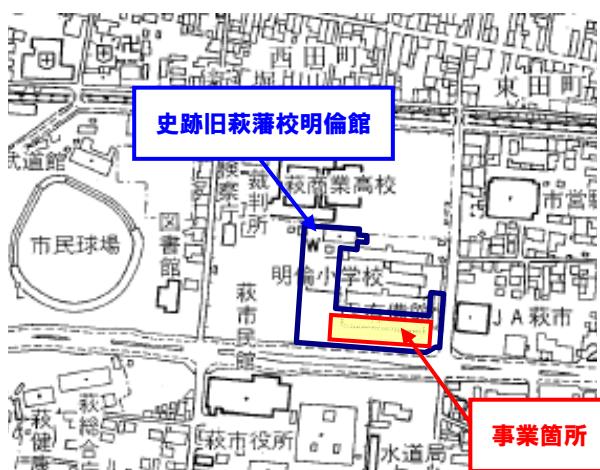
明倫小学校は敷地の一部が国指定史跡となっており、また本館については、国の登録有形文化財として平成8年に登録されている。本館は昭和10年に建設されており、現在も小学校施設として使用され、毎朝、松陰先生の言葉の朗唱が行われている。校舎から聞こえる朗唱は、往時の教育を偲ぶことができる。

その校舎については、床は老朽化が激しく、窓枠は木枠が朽ちてガラスが落下する危険があり、改修が必要であり、また、本館前～南門前通路は、舗装の破損が激しく全面改修の必要がある。さらには、西側土塀はグランドに接した面の傷みが激しく補修を行う必要があるため、当該箇所を整備することにより、萩市の歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

また、当該整備については、歴史まちづくり部と連携し事業実施する。



萩藩校明倫館



嘉永5年（1852年）萩城下町絵図

(9) 観音院観音堂修理事業

【整備主体】観音院

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成21～23年度

【位置】山田地内

【事業の概要】観音堂の保存修理。破損している屋根、軸部を一旦解体し、在来工法に倣い、修理を行う。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

観音院は古くより「玉江觀音」と呼ばれ、海の護り觀音として崇められ、中国三十三觀音靈場のひとつとして数えられ、今も彼岸供養をはじめとした地域の人々の信仰の場となっている。危険と隣り合わせの漁業を生業としているからこそ日々の信仰の対象として、その風格ある御堂などが集落全体で大切に守られ、市民と一体を成している。さらに、八江萩名所図画にも描かれ、萩を代表する景観の一つであるが、觀音堂の現状は、屋根瓦の破損が著しく、下層の屋根には穴が開いている状態であり、さらに軸部が著しく傾斜し、沈下している状態であることから、早急に修理することにより歴史的風致の維持及び向上を図る。

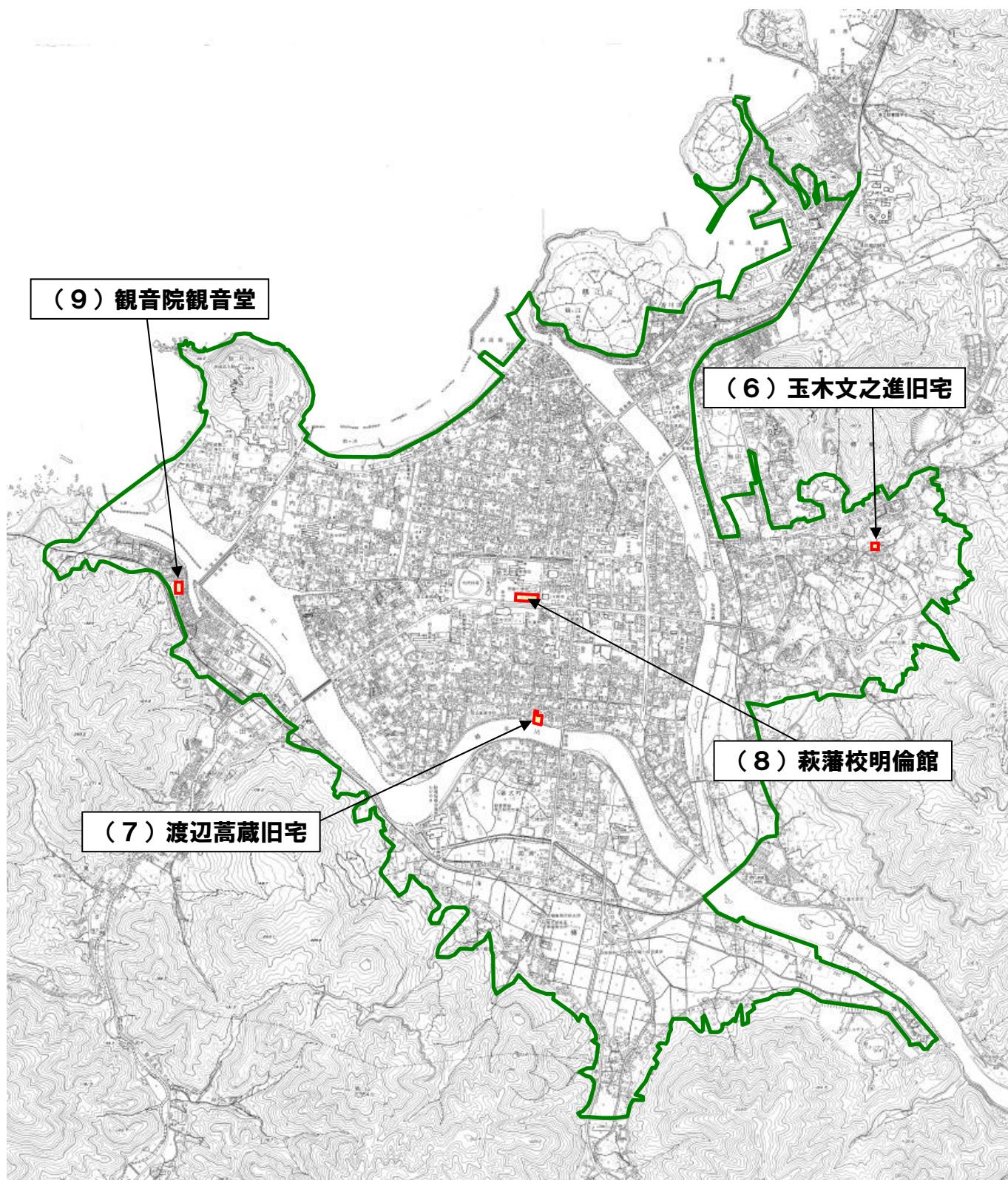


観音院観音堂

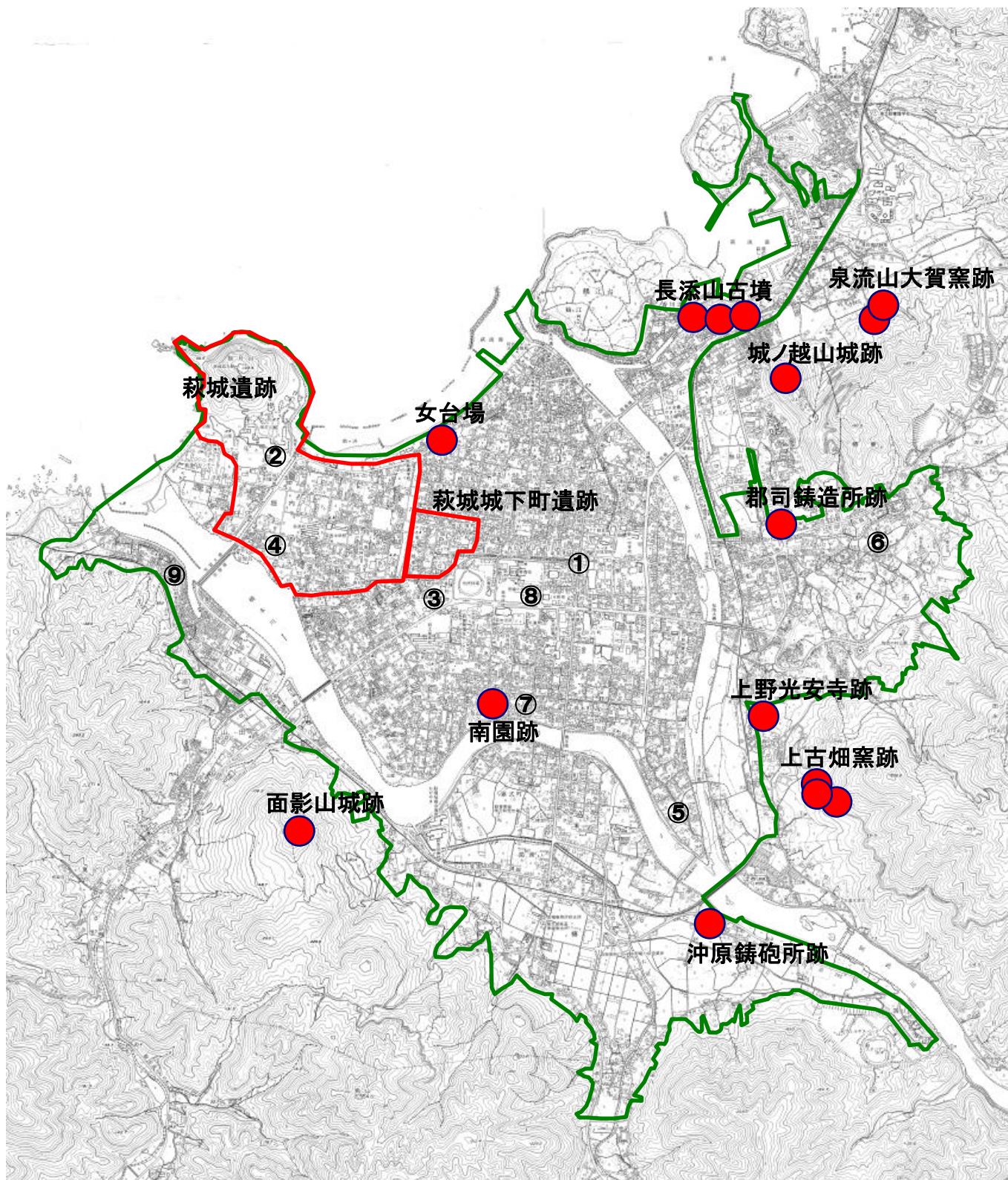


嘉永5年（1852年）萩城下町絵図

公開施設等事業位置図（6）～（9）



○各事業全体の位置図及び周知の埋蔵文化財包蔵地位置図



○事業一覧

No.	事業名	位置
①	唐樋札場跡整備事業	萩市東田町地内
②	萩城跡(内堀) 水質浄化対策事業	萩市堀内地内
③	藍場川整備事業	萩市江向地内
④	堀内鍵曲道路整備事業	萩市堀内地内
⑤	高質空間形成施設(側溝美装化) 整備事業	萩市川島地内
⑥	既存建造物活用事業(観光交流センター)	萩市椿東地内
⑦	渡辺蒿蔵旧宅整備事業	萩市江向地内
⑧	萩藩校明倫館整備事業	萩市江向地内
⑨	觀音院觀音堂修理事業	萩市山田地内

○嘉永 5 年（1852 年）萩城下町絵図



ハ その他、歴史的風致維持向上に資する事業

萩市における歴史的風致の維持及び向上に寄与する施策として次のソフト施策を展開する。

■伝統行事、伝統芸能等を活かした事業

(1) 萩時代まつり

【事業主体】萩時代まつり実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成7年度～（原則11月第2土・日曜日開催）

【位置】市内各所（萩城跡、金谷神社、萩市役所前外）

【事業の概要】萩民謡「男なら」披露、平安古、古萩両町内による大名行列、鉄砲隊演技、歴代萩藩主による行列など

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

時代まつりは、藩政時代を起源とする天神祭を核として行われる。毛利氏の伝統を受け継ぐ奉納行列「手廻り備え行列」（平安古備組）と「古萩町大名行列」からなる「萩大名行列」を中心に総勢約700名が、金谷神社を目指して市内を練り歩き、一大歴史絵巻を展開する。大名行列の他にも天神祭ならではの華やかな「唐樋御神幣」や「川島聖講」なども各町内により金谷神社に奉納される。また、鉄砲隊や萩民謡の披露など萩藩の歴史を一举に感じることのできる事業である。享保5年（1720）、萩藩5代藩主毛利吉元が金谷神社の社殿を修復したことを契機に始まった奉納行列であり、約290年にわたり受け継がれてきた伝統行事を後世に継承するとともに、舞台となる萩の歴史的町並みが祭りを盛り上げることにより、本市の歴史的風致の一層の維持及び向上に繋がる。



鉄砲隊



お駕籠

(2) 萩夏まつり

【事業主体】萩夏まつり実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】昭和38年度～（8月1・2・3日開催）

【位置】市内各所（浜崎町地内、住吉神社、吉田町地内外）

【事業の概要】お船の巡行・奉納、お船謡演唱、のんた提灯の巡行・奉納、住吉神輿の巡行・奉納、各町内からの子ども神輿、市民総踊りなど

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

藩政時代から続く、浜崎伝統的建造物群保存地区に位置する住吉神社の祭りに併せて行われる。祭りの核となるのは、萩藩の御座船唄であり、山口県指定無形民俗文化財に指定されている「お船謡」の奉納や「住吉神輿」の奉納である。また、町内の結束力強化に繋がる「町印」を描いた巨大な提灯が萩の歴史的町並みを舞う「のんた提灯」も併せて行われる。藩政時代は陰暦6月の1ヶ月間を住吉祭といい、萩第一の祭りであった。お船の巡行やそのお船の上で行われるお船謡の演唱など、藩政時代から今に継承される伝統行事を次世代に受け継ぐことにより、本市の歴史的風致の維持及び向上に繋がる。



お船とお船謡



住吉みこし

(3) 萩の和船大競漕「おしくらごう」

【事業主体】萩の和船大競漕実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成16年度～（原則6月第1日曜日開催）

【位置】橋本川

【事業の概要】和船競漕「おしくらごう」の開催、玉江浦住民による海産物販売など

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

玉江浦地区に藩政時代から約300年にわたり受け継がれ、橋本川河口に位置する厳島神社の例祭の際に併せて行われる「おしくらごう」と呼ばれる和船競漕を行い、伝統文化を今後も継承していくことにより歴史的風致の維持及び向上を図る。



おしくらごう

■文化財や歴史等を活用した事業

(1) 浜崎伝建おたから博物館

【事業主体】浜崎伝建おたから博物館実行委員会

【事業期間】平成10年度～（原則5月第3日曜日開催）

【活用する事業名称】市単独事業

【位置】浜崎町地内（本町筋を中心とする町内各所）

【事業の概要】

江戸時代並びに明治、大正及び昭和初期の伝統的建造物が約130棟も残され、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている浜崎地区を舞台に、家々に伝わる「おたから」や歴史的な建造物を紹介するとともに、萩の海産物などを振舞う、浜崎地区住民の手作りイベント

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

浜崎伝統的建造物群保存地区における萩市の歴史的風致を活用した市民主体のイベントであり、地区の伝統的な建造物や文化などを広く市民等に紹介し、本事業を通じて歴史景観に対する意識の高揚を図り、もって萩市の歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。



浜崎伝建造おたから博物館の様子

(2) ワンコイントラスト（百円信託）運動

【事業主体】ワンコイントラスト委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【計画期間】平成17年度～

【位置】市内各所

【事業の概要】

萩に残る大切な未指定の文化遺産を保存、活用、継承するため、市内3箇所にトラストボックス（寄附金箱）を設置しワンコイン（100円）のトラスト（信託）を求める運動

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩市のまちづくりの基軸である萩まちじゅう博物館の取組みの一つとして、財政支援を得にくい未指定の文化遺産等の保存を図ることにより、萩市の歴史的風致の維持及び向上に資する。



ワンコイントラストボックス



ワンコイントラストを活用して整備した猿田彦面山車

(3) 萩ものしり博士検定・子どもものしり博士検定

【事業主体】萩ものしり博士検定実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成18年度～

【事業の概要】萩ものしり博士検定（博士、修士の2段階）及び
子どもものしり博士検定の実施

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩ものしり博士検定は、萩の歴史、文化等とそれにつながる多くのストーリーをクイズ形式で楽しく学びながら、萩の魅力を再発見し、萩の歴史的風致はもちろんのこと、萩まちじゅう博物館というまちづくりの取組みに参加するきっかけを提供している。

また、平成20年度から子どもたちにも学んでもらうため、「萩ものしりブック」を製作し、萩ものしり博士検定と同一日、同会場で子どもものしり博士検定試験を実施し、子どもも含めた多くの市民や観光客の参加により、萩市の歴史的風致を広く発信することができる。



萩藩校明倫館で実施した第1回ものしり博士検定の様子

(4) 萩・万灯会

【事業主体】社団法人萩市観光協会、東光寺

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】昭和42年度～（8月13・15日開催）

【位置】椿地内、椿東地内

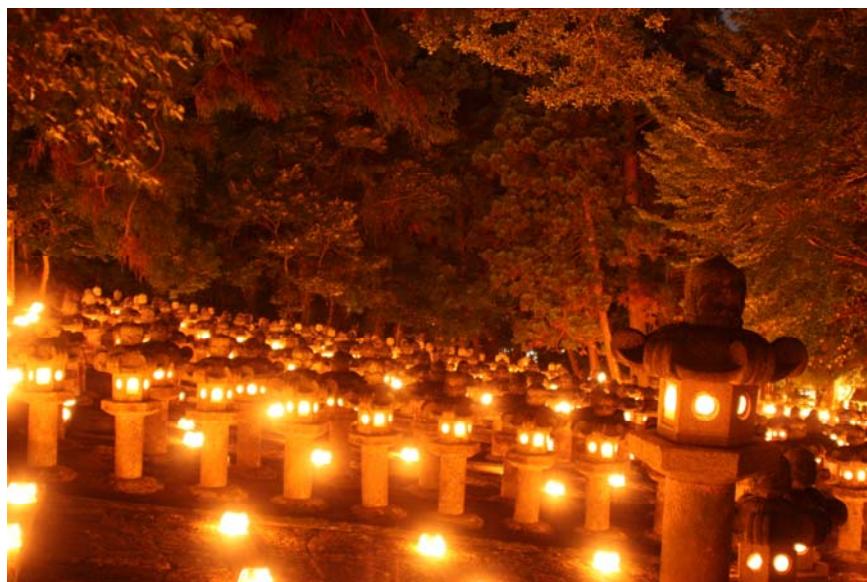
【事業の概要】

13日には大照院の石燈籠（約600基）に火が灯され（迎え火）、

15日には東光寺の石燈籠（約500基）に火が灯される（送り火）。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩・万灯会は、萩藩主毛利家の菩提寺である大照院と東光寺（いずれも国指定重要文化財）で開催され、萩市の夏の風物詩である。萩藩主とその一族を弔うためにお盆に開催する伝統的行事であり、本事業の開催によって萩市の歴史的風致を広く発信する。



萩・万灯会

(5) 萩・大茶会

【事業主体】萩大茶会実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成9年度～（原則5月3・4日開催）

【位置】堀内地内

【事業の概要】萩焼を使用した萩城跡での献茶式、薄茶席の設置、琴や尺八の演奏等

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩焼とともに古くから市民に親しまれている萩の茶の湯文化を伝統的工芸品である萩焼とともに紹介し、国指定史跡萩城跡を中心として開催する。

萩市の歴史的風致を活用した歴史、文化を広く発信することのできるソフト事業である。



萩・大茶会

(6) 萩ものがたり出版事業

【事業主体】有限責任中間法人萩ものがたり

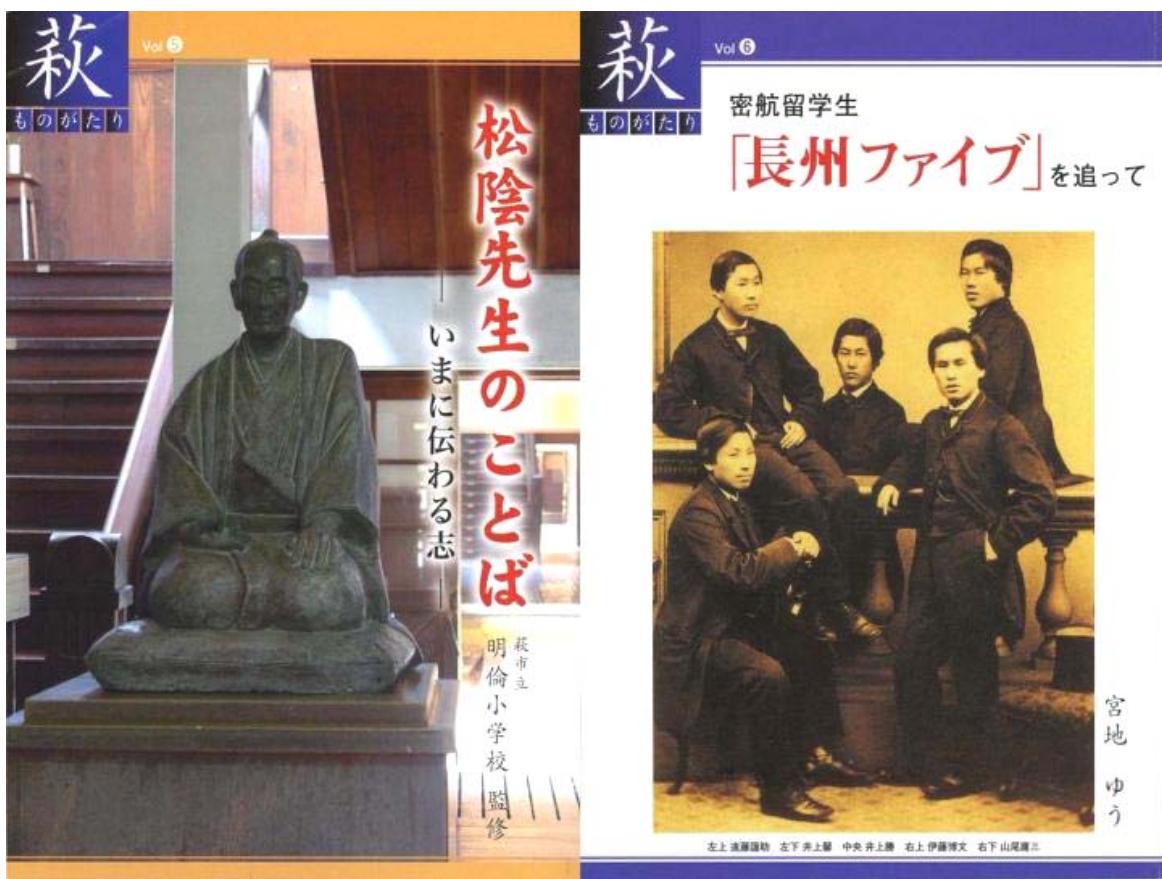
【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成16年度～

【事業の概要】時代とともに、口承ではすたれてしまいがちな萩にまつわる歴史、自然、民族、芸術などの萩の物語（ストーリー）を、あらゆる角度、切口から平易に記述し、簡便で読み易いブックレット形式のシリーズとして出版、定期的に刊行する。（年間4冊程度発行）

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

歴史や伝統文化、信仰など萩の固有の様々な、そして貴重な情報を書籍出版することで、これら情報を風化させることなく、後世に語り継ぐことにより、萩市の歴史的風致の維持及び向上に資することができる。



萩ものがたり

(7) 萩市伝統芸能フェスティバル

【事業主体】萩市伝統芸能連絡協議会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成14年度～（隔年）

【事業の概要】各地域の神楽舞などの伝統芸能を披露

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

各地域の神楽舞などの伝統芸能を市民に紹介し、地域文化の大切さや今後の伝統芸能の保存、継承、活動について出演者、観客が一体となって考えることにより、萩市の歴史的風致を活用した活力あるまちづくりの推進を図る。



伝統芸能フェスティバルで披露される神楽舞

(8) 萩焼まつり

【事業主体】萩焼まつり実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成3年度～（原則5月1日～5日開催）

【位置】市内各所（萩市民体育館、市内窯元及び販売店）

【事業の概要】萩焼販売、ろくろ体験など

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

毛利輝元の萩開府から程なく藩の御用窯とされた萩焼は、萩に生きる人々の生活とともに今日まで受け継がれている。本イベントは、我が国を代表する工芸品である萩焼を広く紹介するため、市内の窯元や販売店が一堂に集結し、萩焼の一大即売会である。さらに会場内では、展示即売のほか、伝統を受け継いできた萩焼作家の直接指導によるろくろ体験や特産品の販売が行われる。加えて、市内各所にある窯元と販売店がまつりの協賛店となり、萩市全体で萩焼振興の気運を高めている。

本イベントの開催は、品位と格調を持ち、伝統を今に受け継いでいる萩焼がさらに広く人々の中に溶け込むことにより、萩市の歴史的風致の維持及び向上に繋がる。



萩焼まつり

■伝統芸能等の継承団体を支援する事業

(9) 地域コミュニティ組織づくり事業

【事業主体】萩市

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成19年度～

【事業の概要】学校区等を単位とした新たな地域コミュニティ組織を育成

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

過疎化、少子高齢化の進展に伴い、町内会等地縁組織の自治機能が低下するなかで、広域的に自治機能を補完し合い、コミュニティの維持及び振興を図る仕組みづくりとして、学校区等を単位とした地域コミュニティ組織づくりを推進し、地域コミュニティの強化を図る。

このことにより、各地域に古くから伝わる伝統芸能や伝統行事の継承、自然景観や歴史的景観の保全等が期待でき、もって歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

○文化財や歴史等を活用した事業及び伝統芸能等の継承団体を支援する事業位置図

